

事業用賃貸借契約書（事務所）

平成30年 9月 / 日

茨木市議会議員 桂睦子 様

茨木市議会議員 米川 勝利 

事 務 所 届

私、米川 勝利 の活動の拠点は、下記のとおりです。

記

1. 事務所所在

茨木市 中津町17-27 宏栄荘201

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 米川 勝利（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	宏栄荘 2階 201号室		
	所 在 地	(住居表示) 茨木市中津町17-27		
		(登記簿) 茨木市中津町370番地7		
	構 造	木造瓦葺 2階建 全(8)戸		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和53年 6月 1日
面 積	賃貸部分2F約25.33㎡			
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容

議員事務所

頭書(3) 契約期間

平成26年 1月 25日 から 平成28年 1月 24日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成26年 1月 24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 ¥40,000円 (消費税含む)	管理・ 共益費	月額 ¥0円 (内消費税等)	家 財 保険料	
礼 金	¥550,000円	支払 方法	賃貸契約時一括払い	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
敷 金	¥600,000円	支払 方法	頭書(8)特約事項第2項 に記載		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数				本 本 本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで			
賃料等 の支払 方法	■振 込				
	□持 参	持 参 先			
	□口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理者	商号又は名称	貸主と同じ
住所		TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
全国賃貸不動産管理業協会会員番号		
管理担当者	氏名	理士:登録番号
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、		
所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

2年毎の自動更新

頭書(8) 特約事項

- 賃貸物件内における造作・設備等(平成26年1月24日現在)については現状有姿にて引き渡す。尚、設備について、メーカー保証が有る場合にはその保証によるものとし又、保証期間が過ぎた以後に於ける点検、修理、交換の要有する場合においても、その費用は全て乙の負担とする。
- 敷金の支払い方法。敷金¥60万円について、10回の分割支払いとすることを甲は承諾する。第1回の支払日は平成26年1月末日と定め¥6万円を支払うものとしそれ以後は毎月末日までに同額を支払うものとする
- 敷金¥60万円については、本契約が終了し賃貸物件の完全な明け渡しが完了したとき甲は乙にその全額を無利息にて返還するものとする。但し、平成28年1月24日まで本契約を継続することを条件とする。当該期間内に乙の申し出による本契約解約の場合、及び本契約第11条に基づき契約解除の場合には、敷金¥60万円全額は甲の所得となり返還の義務が生じないことを乙は予め承諾するものとする。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	米川 勝利	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
保証機関				

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社 ハウジングメイト
	代表者の氏名	代表取締役 原 勝巳
	主たる事務所所在地・TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	免許証番号	大阪府知事(7)第 31637号
	免許年月日	平成24年 10月 6日
宅地建物取引主任者	氏名	原 勝巳
	登録番号	(大阪)第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 ハウジングメイト
	事務所所在地 TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	業務に従事する事務所名	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。
3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

~~(共益費) 第4条全文抹消~~

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

~~(保証金) 第6条全文抹消~~

~~第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ~~

~~なければならない。~~

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - その他費用が軽微な修繕。
 - 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
 - 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実が重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 銀行取引の停止。
 - 破産手続きの開始。
 - 民事再生手続きの開始。
 - 会社更生手続きの開始。
 - 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情

があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

- 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 賃料等支払い方法の変更。
 - 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
 - 長期に休業するとき。
 - 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
 - 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

- 第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証) 第18条(B)全文抹消

- 第18条 (B) 本契約は、~~_____~~が提供~~_____~~(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。
- 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するに必要の手続きをとらなければならない。
 - 乙が前項の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。
 - 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にか

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	平成30年 4 月 20 日
金 額	28,690 円
内 容	つながりだより印刷費
支 払 先	株式会社グラフィック
支 払 年 月 日	平成30年 4 月 20 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領収証

〒5670841 tel. [redacted] 大阪府 茨木市 桑田町15-29コンプリーション205

お問い合わせ 送り状番号 359257405205

代金引換額(税込) 28,690 円

消費税等 2,125 円

現金 円

商品券 円

印刷物 3000部

株式会社 グラフィック 竹田工場

2個口

発行元 株式会社グラフィック 竹田工場

〒0128395 tel:05020180700 京都市伏見区下鳥羽東岸川町33

品名 印刷物 3000部

発行日 2018年4月20日

ヤマトフィナンシャル株式会社 本社 ☎03(6671)8080

印紙税申告納付につき京橋税務署承認済

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

米川の本会議質疑

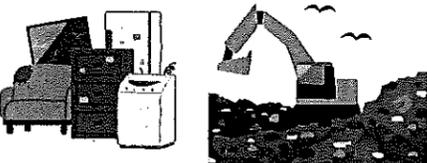
災害時の市民の生活環境を守るため 具体的な想定を！

本市で大規模災害が起きた際、衛生環境と安全の確保、また迅速な復旧復興の重要性を鑑み、災害廃棄物等の処理について質疑しました。災害廃棄物とは、地震や津波等によって発生する木くず、コンクリート片、金属くず、紙、繊維類、プラスチック、ガラス、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等の廃棄物のことです。過去の震災でも、災害廃棄物処理は大きな課題となりました。

現状

- ▶大阪府災害廃棄物処理計画の想定～有馬高槻断層帯地震による本市の被害
・災害廃棄物発生量：111万9千トン
（※本市の1日のごみ処理可能量450トン）
・仮置場の必要面積：38.2ha
（※廃棄物を一時的に「仮置き」しておく場所）

- ▶北摂7市3町の災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定締結(2015年7月)



米川が指摘する問題点

- ▶地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画、業務継続計画等に災害廃棄物処理についての記載があるものの、本市産業環境部では**仮置場の事前の候補検討**ができていない(→初動が肝心の廃棄物処理において、混乱が生じ、行く行くは更なる処理コストもかかってしまう)。
- ▶大量の廃棄物が発生した際の**処理の人員不足**。
- ▶協定に基づいてどのように具体的に動いていくか、2年半経った今もほとんど進んでいない。

質疑の結果、北摂間の連携を進めていくという点、市としての災害廃棄物処理計画の策定を準備するという答弁。

→これでようやく、危機管理部門だけでなく、産業環境部としての災害時の想定が進み、いざというときの衛生環境、安全管理が少しでも良くなると考えています。

原本は、市議会事務局で保管しております。

トピック

JR 総持寺駅開業



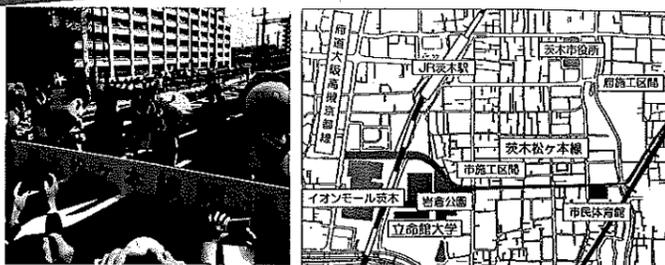
2018年3月17日、JR総持寺駅が開業しました。安全設備として、可動式ホーム柵(二重引戸式)が設置されています。

桑田公園リニューアル



2018年3月より桑田公園の遊具が新しくなりました。たくさん子どもたちが遊びに来ています。

茨木松ヶ本線開通！



2018年3月25日、茨木松ヶ本線が開通しました。1950年に都市計画道路として決定し、工事が始まったのは9年前。JRの下を通るとい難工事、開通までに長い歳月を要しましたが、本事業効果として、「周辺生活道路の混雑解消」「アンダーパスによる地域分断の解消」「災害時の緊急輸送機能の強化」等を期待するものです。

JR 茨木駅リニューアル

3年に及ぶ改良工事が終わり、2018年4月1日、JR茨木駅がリニューアル。駅舎面積の増築、エレベーターが整備され、コンビニや雑貨店、カフェなどが新規開業しました。

会派についてご報告

2018年1月31日付けで、無所属議員の会派「茨木市民フォーラム」を離脱しました。先輩お二人には大変お世話になりました。心機一転、無所属議員であることは変わらず、より一層邁進してまいります。なお、茨木市議会は「3人」が会派の構成要件なので、茨木市民フォーラムは解散となりました。

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	平成30年 4月 23日
金額	36,092 円
内容	つながりだより郵送費
支払先	日本郵便株式会社
支払年月日	平成30年 4月 23日
出納簿記入	記入済
摘要	72円×499通+82円×2通

領収書
毎度ありがとうございます
米川 勝利 様

[別納引受]
区内特別基(定) 15.0g
@72 499通 ¥35,928

小計 ¥35,928

第一種定形 15.0g
@82 2通 ¥164

小計 ¥164

郵便物引受合計通数 501通
課税計 ¥36,092
(内消費税等 ¥2,673)
非課税計 ¥0

△計 ¥36,092
お預り金額 ¥40,102
おつり ¥4,010

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月23日 10:41
担当：[Redacted]
発行No. 180423A9132 端N27箱01
連絡先：茨木中村郵便局
TEL:072-632-3505

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

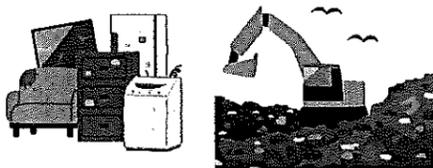
米川の本会議質疑

災害時の市民の生活環境を守るため 具体的な想定を！

本市で大規模災害が起きた際、衛生環境と安全の確保、また迅速な復旧復興の重要性を鑑み、災害廃棄物等の処理について質疑しました。災害廃棄物とは、地震や津波等によって発生する木くず、コンクリート片、金属くず、紙、繊維類、プラスチック、ガラス、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等の廃棄物のことです。過去の震災でも、災害廃棄物処理は大きな課題となりました。

現状

- ▶大阪府災害廃棄物処理計画の想定～有馬高槻断層帯地震による本市の被害
 - ・災害廃棄物発生量：111万9千トン（※本市の1日のごみ処理可能量450トン）
 - ・仮置場の必要面積：38.2ha（※廃棄物を一時的に「仮置き」しておく場所）
- ▶北摂7市3町の災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定締結(2015年7月)



米川が指摘する問題点

- ▶地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画、業務継続計画等に災害廃棄物処理についての記載があるものの、本市産業環境部では仮置場の事前の候補検討はできていない(→初動が肝心な廃棄物処理において、混乱が生じ、行く行くは更なる処理コストもかかってしまう)。
- ▶大量の廃棄物が発生した際の処理の人員不足。
- ▶協定に基づいてどのように具体的に動いていくか、2年半経った今もほとんど進んでいない。

質疑の結果、北摂間の連携を進めていくという点、市としての災害廃棄物処理計画の策定を準備するという答弁。

→これでようやく、危機管理部門だけでなく、産業環境部としての災害時の想定が進み、いざというときの衛生環境、安全管理が少しでも良くなると考えています。



3月議会報告

よねかわ しょうり
米川 勝利プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち
めぐみ幼稚園、大池小学校、
東中学校、茨木高校出身
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院
総合政策科学研究科
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2018年4月現在)
建設常任委員会
茨木市土地開発公社理事

詳しいプロフィールはホームページ
<http://s-yonekawa.net/>
ブログも更新中！

2018年3月議会は、まず2月23日の議員総会(予算内示会)、幹事長会、議会運営委員会を経て、3月1日に開会し、26日に閉会しました。

新年度予算は「多様な価値観や生き方に対応した『今』必要なサービスの充実」、「『将来』を見据えた『住みたい』と思われるまちづくり」、「まちの持続的発展を支える『財政の健全性』の確保」の3つをもとに編成され、議会では賛成多数で議決されました(一般会計868億5千万円、特別会計543億6,448万円)。

予算の詳細は右記の市ホームページをご参照ください(QRコードからもアクセスできます)。

私は今回、本会議と委員会にて質疑をしましたが、紙面の都合上、表面に新条例のご紹介、裏面に災害廃棄物処理に関する質疑とトピックを掲載いたします。

茨木市ホームページ：
当初予算の概要
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/14/H3Otosuyoyosannogaiyou.pdf>

障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定

議案第11号茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定については、昨年から当事者や関係団体も参画した障害者施策推進分科会で議論を重ねられ、パブリックコメントを経て、3月議会にて上程、**全会一致で可決**されました。

差別解消条例、手話言語条例、情報コミュニケーション条例の要素を持った総合的な本市の条例は全国でも先進的です。関係者のご努力に敬意を表するものです。私自身も長年願ってきたことですので、非常に嬉しく思います。なお、米川の本会議質疑では、めざすべき理想や手話通訳者不足の課題について取り上げました。



本条例の目的

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの考え方を示し、市と市民のみなさん、事業者のみなさんと共に生きるまちをめざす。

ポイント

- ①手話は言語
障害者基本法のもと、言語としての手話に対する理解の促進、普及啓発を図る。
 - ②障害者差別に関する相談の仕組み
相談に応じるとともに障害者差別解消協議会を設置。
 - ③民間事業者の合理的配慮の提供を義務化
※詳しくは茨木市HPをご覧ください(QRコードからもアクセス可)。
-

トピック

JR 総持寺駅開業



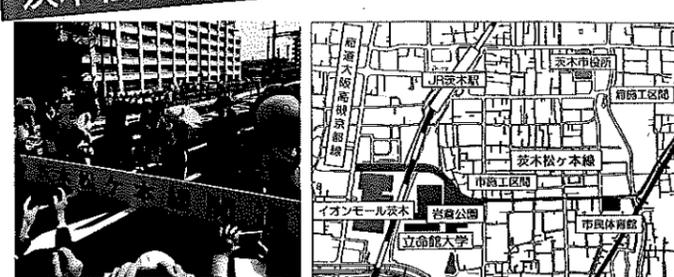
2018年3月17日、JR総持寺駅が開業しました。安全設備として、可動式ホーム柵(二重引戸式)が設置されています。

桑田公園リニューアル



2018年3月より桑田公園の遊具が新しくなりました。たくさんのお子どもたちが遊びに来ています。

茨木松ヶ本線開通！



2018年3月25日、茨木松ヶ本線が開通しました。1950年に都市計画道路として決定し、工事が始まったのは9年前。JRの下を通るとい難工事で、開通までに長い歳月を要しましたが、本事業効果として、「周辺生活道路の混雑解消」「アンダーパスによる地域分断の解消」「災害時の緊急輸送機能の強化」等を期待するものです。

JR 茨木駅リニューアル

3年に及ぶ改良工事が終わり、2018年4月1日、JR茨木駅がリニューアル。駅舎面積の増築、エレベーターが整備され、コンビニや雑貨店、カフェなどが新規開業しました。

会派についてご報告

2018年1月31日付けで、無所属議員の会派「茨木市民フォーラム」を離脱しました。先輩お二人には大変お世話になりました。心機一転、無所属議員であることは変わらず、より一層邁進してまいります。なお、茨木市議会は「3人」が会派の構成要件なので、茨木市民フォーラムは解散となりました。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 4 月 26 日
金 額	30,000 円
内 容	5月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成30年 4 月 26 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証 米川勝利 様 No.

★ 40,000.-

内 訳 現金 但 H30年4月分家賃代金

小切手 / H30年4月26日 上記正に領収いたしました

手 形 /

消費税額等(%) [REDACTED]

収入印紙 [REDACTED]

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 5 月 28 日
金 額	30,000 円
内 容	6月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成30年 5 月 28 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証 米川勝利 様 No. _____

★ 740000.-

内 訳 但 平成30年6月分家賃代金

現 金

小切手 /

手 形 /

消費税額等(%)

平成30年5月28日 上記正に領収いたしました

[REDACTED]

[REDACTED]

収入印紙 100円

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 7 月 9 日
金 額	30,000 円
内 容	7月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成30年 7 月 9 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証 米川勝利 様 No.

★ 40,000-

内 訳 但 H30年7月分家賃代金

現 金

小 切 手 / H30年7月9日 上記正に領収いたしました

手 形 /

消費税額等(%)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

収入印紙

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 8 月 1 日
金 額	30,000 円
内 容	8月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成30年 8 月 1 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証 米川勝利 様 No. _____

★ 40,000.-

内 訳 _____ 但し H30年8月分家賃代金

現 金 _____

小 切 手 _____ / H30年8月1日 上記正に領収いたしました

手 形 _____ /

消費税額等(%) _____

[REDACTED]

[REDACTED]

収入印紙

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 9 月 27 日
金 額	30,000 円
内 容	10月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成30年 9 月 27 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

No. _____

米川 勝利 様

金額	¥ 40,000 -
----	------------

収 入
印 紙

但しH30-10月分家賃として(9/27銀行振込分)
上記の金額正に領収致しました
H30年 9 月 27 日

株式会社 安井工務店
〒567-0892 茨城県水戸市東区1-10
TEL (072) 523-1000

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	平成30年 10月 25日
金額	35,360 円
内容	つながりだより印刷費
支払先	株式会社グラフィック
支払年月日	平成30年 10月 25日
出納簿記入	記入済
摘要	

領収証

お届け先
〒5670841 tel: [redacted] お問い合わせ
大阪府 茨木市桑田町15-29コンプリーション205 送り状番号 359256952025

代金引換額(税込)
35,360 円

米川勝利 様 領買原額等 2,619 円

発送元
〒6128395 tel: 05020180700 1個
京都府 京都市伏見区下鳥羽東岸川町33

株式会社 グラフィック 竹田工場

品名
印刷物 つながりだより

入金内訳
現金 円
商品券 円

30年10月25日 領収金額は
ヤマトフィナンシャル株式会社 記載してあります。記載が
本社 03(6671)8080 領収書は
税務署承認済
付につき京橋
印紙税申告納

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

原本は、市議会事務局で保管しております。

米川の本会議質疑②

一時避難地の安全確保を！

大阪北部地震発生後、桑田公園のグラウンドのマンホールから水が漏れていたため、現場に行くと、業者の方もおられたが、役所と電話が繋がらず、止水できないとのことだった。そこで、市役所に行き、直接要望をした経緯があったが、漏水の原因は何だったのか。

また、本市は「災害に強い公園づくり」を掲げて取り組んできた。一時避難地であり、飲料水兼用耐震性貯水槽(*)がある桑田公園でこのような事象を起こさないよう安全対策を早急に行うべきだと考えるが、いかがか。

水道部長答弁

地震発生時に空気弁が揺れたことによってサビ等の異物が止水部にはさまり、止水不良となったものと推定。同日午前10時頃、水道部への連絡を受け、職員が現地に行き、10時半頃、止水完了。今後は定期的を実施している耐震性貯水槽及び付属施設の点検の際に、空気弁の清掃を併せて行っていく。



桑田公園の漏水現場

用語解説

※飲料水兼用耐震性貯水槽
通常は水道管の一部として使用し、地震などの災害時には、飲料水等の生活用水や、消火活動時に使用する水源として造られたもの。市内の公園等に9か所。

建設常任委員会質疑 大規模災害時の廃棄物処理について質疑致しました。

3月の本会議で、大規模災害が起きた際、衛生環境と安全の確保、迅速な復旧の重要性を鑑み、災害廃棄物の処理について質疑をしました。廃棄物を一時的に仮置きしておく「仮置場」の想定ができていないことなどを明らかにし、災害廃棄物処理計画の策定を求めました。

そのおよそ3か月後、大阪北部地震が発生。環境事業課では、仮置場を環境衛生センターと隣接する一般廃棄物最終処分場跡地とし、8月17日時点で1894トンの災害廃棄物(がれき等)を仮置きしました。今回は不幸中の幸いで、その仮置場で対応できる範囲でとどまりました。西日本豪雨や北海道地震では災害廃棄物の問題が起きたことから、引き続き、災害廃棄物処理計画の策定を求めています。

9月議会で政務活動費減額を決定 減額の議案に賛成致しました。

今年1月31日の茨木市特別職等報酬審議会の答申が出されました。それを受け、政務活動費を月4万円から2万5千円に減額する議案が賛成多数で可決されました。米川は、政務活動費はこのような議会ニュースを発行するためにも使っており、一定額必要だと考えていますが、答申を尊重する立場から減額の議案に賛成しました。10月1日から施行されています。

トピック 日ごろからの備えを

いざという時に備え、家の家具転倒防止、非常持ち出し品のチェック、避難経路の確認をしましょう！また、家族で住まわれている方は、災害時の集合(避難)場所や連絡手段を話し合われているでしょうか。市の防災ハンドブックや人と防災未来センターの減災グッズチェックリストが参考になりますので、ぜひご参照ください。



防災ハンドブック / 茨木市ホームページ
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/3/bousaihandbookall.pdf>



減災グッズチェックリスト
人と防災未来センターホームページ
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/bousai_goods.pdf

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実施年月日	平成30年 10 月 29 日
金 額	35,784 円
内 容	つながりだより郵送費
支 払 先	日本郵便株式会社
支 払 年 月 日	平成30年 10 月 29 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	72円×497通

領収書

米川 勝利 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 15.0g
@72 497通 ¥35,784

小 計 ¥35,784

郵便物引受合計通数 497通
課税計 ¥35,784
(内消費税等 ¥2,650)
非課税計 ¥0

合計 ¥35,784
お預り金額 ¥40,004
おつり ¥4,220



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2018年10月29日 11:48
担当：[REDACTED]
発行No. 181029A0005 端N27箱01
連絡先：茨木中村郵便局
TEL:072-632-3505

つながりだより Vol.20

発行責任者：米川勝利
茨木市桑田町 15-29-205
TEL：070-5265-4371
FAX
メール



10月7日の
地区体育祭にて

9月 議会報告

9月議会は6日に開会し、28日に閉会しました。

今回の一般会計補正予算は約6億2千万円で、主な使途として小中学校プールのフェンス設置に向けた設計委託、西河原市民プールの改修、公共施設の補修、市で処分できない災害廃棄物の運搬・処分等です。この補正予算は賛成多数で可決されました。

米川の本会議質疑①

災害時、市からの情報発信の充実を！

今回の地震で、ネット環境を使える人と使えない人との「情報格差」が課題だと感じた。

市からは回覧板や広報誌などの手段で情報発信がされたが、まずは避難所における情報発信も重要だと考える。避難所運営マニュアルにもある通り、避難所は避難者だけでなく在宅避難者等、支援、情報の拠点となる。

まずは、避難所に行けば市からの情報が得られるという状況をつくり、そのことを平時から周知する必要があると考えるがどうか。

危機管理監答弁

避難所での情報掲示は情報不足による混乱を防ぎ、正確な情報を提供する手段の1つとして認識している。今後、自主防災組織とも連携し、平時から周知を行うなど、検討を進めていく。

米川の要望

◆市としてあらかじめ駅、スーパー等の場所での情報掲示の協力要請、デジタルサイネージ※の設置など検討を！

◆また、東京都町田市は「Wi-Fi街だ君」という停電時にでも電灯がつき、Wi-Fiスポット、デジタルサイネージ、スピーカーを搭載した機器を設置している。こうした平時でも使える機器を導入してもらいたい。



町田市HPより

用語解説

※デジタルサイネージ
屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム(一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアムより引用)。

よねかわ しょうり 米川 勝利プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち
めぐみ幼稚園、大池小学校、
東中学校、茨木高校出身
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院
総合政策科学研究科
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2018年2月～)
建設常任委員会

詳しいプロフィールはホームページ
<http://s-yonekawa.net/>
ブログも更新中！



米川の本会議質疑②

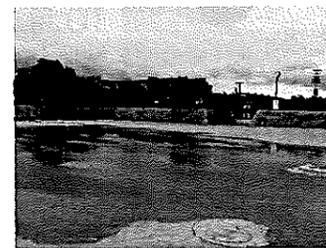
一時避難地の安全確保を！

大阪北部地震発生後、桑田公園のグラウンドのマンホールから水が漏れていたため、現場に行くと、業者の方もおられたが、役所と電話が繋がらず、止水できないとのことだった。そこで、市役所に行き、直接要望をした経緯があったが、漏水の原因は何だったのか。

また、本市は「災害に強い公園づくり」を掲げて取り組んできた。一時避難地であり、飲料水兼用耐震性貯水槽※がある桑田公園でこのような事象を起こさないよう安全対策を早急に行うべきだと考えるが、いかがか。

水道部長答弁

地震発生時に空気弁が揺れたことによってサビ等の異物が止水部にはさまり、止水不良となったものと推定。同日午前10時頃、水道部への連絡を受け、職員が現地に行き、10時半頃、止水完了。今後は定期的に実施している耐震性貯水槽及び付属施設の点検の際に、空気弁の清掃を併せて行っていく。



桑田公園の漏水現場

用語解説

※飲料水兼用耐震性貯水槽
通常は水道管の一部として使用し、地震などの災害時には、飲料水等の生活用水や、消火活動時に使用する水源として造られたもの。市内の公園等に9か所。

建設常任委員会質疑

大規模災害時の廃棄物処理について質疑致しました。

3月の本会議で、大規模災害が起きた際、衛生環境と安全の確保、迅速な復旧の重要性を鑑み、災害廃棄物の処理について質疑をしました。廃棄物を一時的に仮置きしておく「仮置場」の想定ができていないことなどを明らかにし、災害廃棄物処理計画の策定を求めました。

そのおおよそ3か月後、大阪北部地震が発生。環境事業課では、仮置場を環境衛生センターと隣接する一般廃棄物最終処分場跡地とし、8月17日時点で1894トンの災害廃棄物(がれき等)を仮置きしました。今回は不幸中の幸いで、その仮置場で対応できる範囲でとどまりました。西日本豪雨や北海道地震では災害廃棄物の問題が起きたことから、引き続き、災害廃棄物処理計画の策定を求めています。

9月議会で政務活動費減額を決定

減額の議案に賛成致しました。

今年1月31日の茨木市特別職等報酬審議会の答申が出されました。それを受け、政務活動費を月4万円から2万5千円に減額する議案が賛成多数で可決されました。米川は、政務活動費はこのような議会ニュースを発行するためにも使っており、一定額必要だと考えていますが、答申を尊重する立場から減額の議案に賛成しました。10月1日から施行されています。

トピック

日ごろからの備えを

いざという時に備え、家の家具転倒防止、非常持ち出し品のチェック、避難経路の確認をしましょう！また、家族で住まわれている方は、災害時の集合(避難)場所や連絡手段を話し合われているでしょうか。市の防災ハンドブックや人と防災未来センターの減災グッズチェックリストが参考になりますので、ぜひご参照ください。



防災ハンドブック / 茨木市ホームページ
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/3/bousaihandbookall.pdf>



減災グッズチェックリスト
人と防災未来センターホームページ
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/bousai_goods.pdf



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 10 月 30 日
金 額	30,000 円
内 容	11月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成30年 10 月 30 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥40,000-	
但しH30-11月分家賃として(1%銀行振込分) 上記の金額正に領収致しました		
H30年10月30日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市北木9-13-10 TEL(072)635-1000(代)		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 11 月 30 日
金 額	30,000 円
内 容	12月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成30年 11 月 30 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥ 40,000-	収 入 印 紙
但しH30.12月分家賃として(1/30金庫打戻し分)		
上記の金額正に領収致しました		
H30年 11月30日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市北木町13-10		
TEL (072) 635-1000(代)		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成31年 1 月 4 日
金 額	30,000 円
内 容	1月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成31年 1 月 4 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥40,000-	
但し H31.1月分家賃として(1/4銀行振込分)		
上記の金額正に領収致しました		
H31年 1 月 4 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市北木町三丁目10		
TEL (072) 835-1000		

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	平成31年 1月 25日
金額	41,760 円
内容	つながりだより印刷費
支払先	株式会社グラフィック
支払年月日	平成31年 1月 25日
出納簿記入	記入済
摘要	

領収証

お届付先
〒5670841 tel. [redacted] お問い合わせセンター 359257332092
大阪府茨木市桑田町15-29コンプリーション205 送り状番号

代金引換額(税込)
41,760 円

消費税額等 3,093 円

米川勝利 様

1個

発送元
〒6128395 tel:05020180700
京都市伏見区下鳥羽東岸川町33
株式会社 グラフィック 竹田工場

品名
印刷物 つながりだより 10700

現金 円
商品券 円

税務署承認済
付につき京橋
印紙税申告納

商品および代金の内容に関するお問い合わせは上記発送元へご連絡下さい。領収金額(代金引換額)の訂正はできません。上記金額を正に領収致しました。

ヤマトフィナンシャル株式会社
本社 電話(0671)8080

31年 1月 25日

9325031 目付および追当額を裏面に記載しております。 宛先41-2200000

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

原本は、市議会事務局で保管しております。

建設常任委員会での質疑②

民間だからこそできる中心市街地活性化を！

2018年11月に茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けての報告(概要)を市街地新生課から受けました。

この計画は中心市街地の活性化に関する法律に基づき作成する概ね5年間の事業計画です。内閣府の認定を受ければ2019年7月から始動します。行政主導のまちづくりではなく、行政が出資して設立する「まちづくり会社」を中心に進められる予定です。

計画案で示されている現状データや答弁

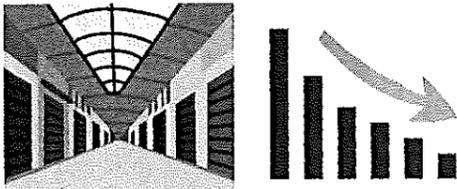
中心市街地利用者の滞在時間1~2時間で短時間。エリアを回遊せずに帰宅する。

アンケートによれば、個性的な店舗が少ない、子ども連れでも気軽に行けるカフェやレストランがほしいという意見。



中心市街地の小売業販売面積や小売業年間商品販売額の大幅減少傾向。

計画に基づき実施予定の「商店街にぎわい空間整備事業」ではまちづくり会社が施設を整備し、居心地の良い店舗を誘致することで、にぎわいの核となる拠点を整備する。本町商店会の通りの駐輪場で整備予定。その事業対象は、平日昼間に中心市街地に訪れることができる子育て中、また子育てが一段落した女性や高齢者。



米川の要望

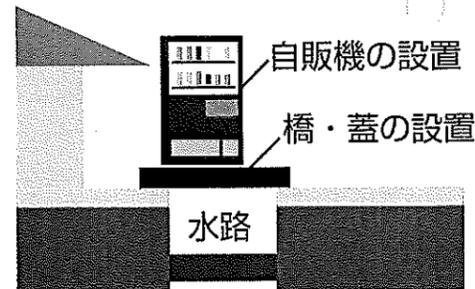
まちづくり会社設立には期待する一方、事業に対する懸念がある。対象を絞った事業展開で個性的なまちづくりを進めるべき。そして、すでに計画検討をし始めてから時間が経っており(2014年~)、事業が時代遅れのものにならないようスピーディーに進めることを要望する。

建設常任委員会での質疑③

水路の不法占用対策を！

水路に無許可で橋やフタを設置することは「不法占用」です。答弁によると、水路に無許可でふたをしてそこに自販機を置いている事例もあります。

市内127件の不法占用がありながら(古いものは2003年から)、口頭指導も勧告(7件)もほとんどされておらず、撤去命令や罰則規定の適用が過去0件なのは問題。こうした悪質な不法占用に対して、厳しく指導していくべきだと強く要望しました。



摂津市との廃棄物広域処理に関する基本合意書に調印

2013年12月に摂津市より広域処理の検討依頼があり、翌年1月に茨木市より検討する旨を回答。2018年12月25日に基本合意書に調印しました。

これは、茨木市環境衛生センターで茨木市と摂津市のごみを処理するもので、2023年度から開始。広域化のメリットで、市単独で処理するよりも年間平均1億1700万円の負担減の見込みです。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成31年 1 月 25 日
金 額	30,000 円
内 容	2月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成31年 1 月 25 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥ 40,000-	収 入 印 紙
但しH31.2月分家賃として(1/5銀行振込分) 上記の金額正に領収致しました		
H31年 / 月 25 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市北門13-10 TEL (072) 635-1000 (代)		

つながりだより Vol:21

発行責任者：米川勝利
茨木市桑田町 15-29-205
TEL：070-5265-4371
FAX：
メール

基本合意書に調印して
保管しております。

建設常任委員会での質疑②

民間だからこそできる中心市街地活性化を！

2018年11月に茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けての報告(概要)を市街地新生課から受けました。

この計画は中心市街地の活性化に関する法律に基づき作成する概ね5年間の事業計画です。内閣府の認定を受ければ2019年7月から始動します。行政主導のまちづくりではなく、行政が出資して設立する「まちづくり会社」を中心に進められる予定です。

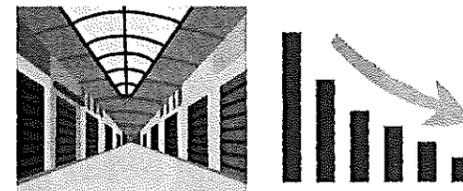
計画案で示されている現状データや答弁

中心市街地利用者の滞在時間1~2時間で短時間。エリアを回遊せずに帰宅する。

アンケートによれば、個性的な店舗が少ない、子ども連れでも気軽に行けるカフェやレストランがほしいという意見。



中心市街地の小売業販売面積や小売業年間商品販売額の大幅減少傾向。



計画に基づき実施予定の「商店街にぎわい空間整備事業」ではまちづくり会社が施設を整備し、居心地の良い店舗を誘致することで、にぎわいの核となる拠点を整備する。本町商店会の通りの駐輪場で整備予定。その事業対象は、平日昼間に中心市街地に訪れることができる子育て中、また子育てが一段落した女性や高齢者。

米川の要望

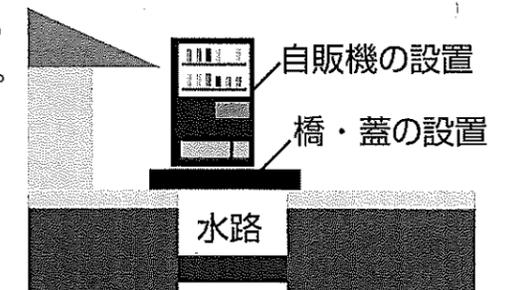
まちづくり会社設立には期待する一方、事業に対する懸念がある。対象を絞った事業展開で個性的なまちづくりを進めるべき。そして、すでに計画検討をし始めてから時間が経っており(2014年~)、事業が時代遅れのものにならないようスピーディーに進めることを要望する。

建設常任委員会での質疑③

水路の不法占用対策を！

水路に無許可で橋やフタを設置することは「不法占用」です。答弁によると、水路に無許可でふたをしてそこに自販機を置いている事例もあります。

市内127件の不法占用がありながら(古いものは2003年から)、口頭指導も勧告(7件)もほとんどされておらず、撤去命令や罰則規定の適用が過去0件なのは問題。こうした悪質な不法占用に対して、厳しく指導していくべきだと強く要望しました。



市政報告会を行います

日時

- ①2月16日(土)10時30分~11時30分
- ②2月16日(土)15時~16時

場所

内津コミュニティセンター会議室2
(桑田町13-29)

※各回とも同内容です。事前申込・参加費不要

よねかわ しょうり
米川 勝利プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち
めぐみ幼稚園、大池小学校、
東中学校、茨木高校出身
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院
総合政策科学研究科
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2018年2月~)
建設常任委員会

詳しいプロフィールはホームページ
<http://s-yonekawa.net/>
ブログも更新中!

12月議会報告

2019年最初の議会ニュースです。今年もよろしくお祈りします。

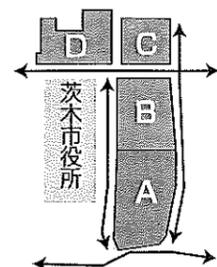
さて、2018年12月議会は5日に開会し、18日に閉会しました。今回の補正予算は市財政調整基金、地方交付税などを活用し約9億3700万円増額補正となり全会一致で可決しました。また、市民会館跡地エリア活用基本計画(案)について報告を受けました(18年12月28日に決定)。

建設常任委員会での質疑① 駅前積極的な景観施策を！

市民会館跡地エリア活用基本計画

主な内容

- 1、ホールの規模(席数)
→1200席(3階構造で1階から順に800席+200席+200席)
- 2、事業手法
→デザイン・ビルド方式
(設計と施工を一括発注、管理運営を直営もしくは指定管理)
- 3、施設規模と機能
→16,500㎡。大ホール、多目的ホール、会議室、子育て支援総合センター、こども健康センター、屋内遊園、図書館、プラネタリウム、市民活動センター、カフェ



A:新施設用地
B~D:都市計画公園
(※Bは主に広場、CとDは人が「立ち寄り」「滞留する」という観点で検討)

質疑

本市景観計画によれば、阪急茨木市駅周辺からJR茨木駅までの主要エリアは茨木の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を誘導すると定められている。また商業、サービス施設等の建築物は周辺と調和した景観を誘導するとされているが、現状は玄関口にふさわしい駅前となっていないのではないか。

今後の阪急茨木市駅西口、JR茨木駅西口再整備もあるため、機会を逃すことなく空間デザイン、まちなみ形成を進めるべきだと考えるが、いかがか。

市の答弁

現在検討中の市民会館跡地エリア、駅前整備、元茨木川緑地のリデザインの取り組みを踏まえて、各拠点の施設を結ぶ中央通り、茨木鮎川線等道路の公共空間が今後重要になると考えている。公共空間のデザイン向上について検討していきたい。

トピック 摂津市との廃棄物広域処理に関する基本合意書に調印

2013年12月に摂津市より広域処理の検討依頼があり、翌年1月に茨木市より検討する旨を回答。2018年12月25日に基本合意書に調印しました。

これは、茨木市環境衛生センターで茨木市と摂津市のごみを処理するもので、2023年度から開始。広域化のメリットで、市単独で処理するよりも年間平均1億1700万円の負担減の見込みです。

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	平成31年 1月 28日
金額	35,136 円
内容	つながりだより郵送費
支払先	日本郵便株式会社
支払年月日	平成31年 1月 28日
出納簿記入	記入済
摘要	72円×488通

領収書
米川 勝利 様

[別納引受]
区内特別基(定) 15.0g
@72 488通 ¥35,136

小計 ¥35,136

郵便物引受合計通数 488通
課税計 ¥35,136
(内消費税等 ¥2,602)
非課税計 ¥0

合計 ¥35,136
お預り金額 ¥35,156
おつり ¥20



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 1月28日 15:58
担当：[REDACTED]
発行NO. 190128A0103 端N27箱01
連絡先：茨木中村郵便局
TEL:072-632-3505

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成31年 3 月 1 日
金 額	30,000 円
内 容	3月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成31年 3 月 1 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥ 40,000-	
但し H31.3月分家賃として(3/1銀行振込)分 上記の金額正に領収致しました H31年 3 月 1 日		
株式会社 安井工務店 〒567-0892 茨木市北木町1-3-10 TEL (072) 635-1000 (代)		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実施年月日	平成31年 3 月 26 日
金 額	30,000 円
内 容	4月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成31年 3 月 26 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥40,000-	
但し H31.4月分家賃として(2/6銀行振込分)		
上記の金額正に領収致しました		
H31年 3 月 26 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市北本町13-10		
TEL (072) 635-1000		